

廃棄物処理計画策定に係る根拠規定等

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(都道府県廃棄物処理計画)

第5条の5 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
- (3) 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- (4) 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- (5) 非常災害時における前3号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

3 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法（平成5年法律第91号）第43条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かななければならない。

4 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(都道府県廃棄物処理計画)

第1条の2の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第5条の5第2項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の発生量及び処理量の見込みは、廃棄物の種類ごとに定めること。
- (2) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項には、廃棄物の種類ごとに、次の事項を定めること。
 - イ 廃棄物の種類ごとに、当該廃棄物の排出量、再生利用量、中間処理量、最終処分量その他その処理の現状
 - ロ 廃棄物の種類ごとに、当該廃棄物の排出の抑制、再生利用、中間処理、最終処分（法第12条第5項に規定する最終処分をいう。以下同じ。）その他その適正な処理に関する目標
 - ハ ロに掲げる目標を達成するために必要な措置
 - ニ 廃棄物の不適正な処分の防止のために必要な監視、指導その他の措置に関する事項
- (3) 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項には、次の事項を定めること。
 - イ 一般廃棄物の広域的な処理に関する事項
 - ロ 一般廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な市町村間の調整その他の技術的援助に関する事項
- (4) 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項には、次の事項を定めること。
 - イ 産業廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な産業廃棄物の処理施設の確保のための方策
 - ロ 産業廃棄物の処理施設の整備に際し配慮すべき事項
- (5) 非常災害時における法第5条の5第2項第2号から第4号までに掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項には、次の事項を定めること。
 - イ 非常災害時においても廃棄物の減量その他その適正な処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するための措置に関する事項
 - ロ 非常災害時においても一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
 - ハ 産業廃棄物処理施設の整備に際し非常災害に備え配慮すべき事項

3 第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月閣議決定）

【概略】

大量生産・大量消費・大量廃棄の「線形経済」から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を国家戦略として位置付け。

【5つの柱（重点分野）】

1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
2. 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実効
5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

【目標値】

	2000 年度	2020 年度	2030 年度目標
資源生産性（万円/トン）	25	46	60（+240%）
天然資源消費量（トン/人）	17.8	11.5	11.0（▲38%）
入口側の循環利用率（%）	10	16	19（+9ポイント）
出口側の循環利用率（%）	36	42	44（+8ポイント）
最終処分量（百万トン）	56	13	11（▲80%）

（ ）内は2000年度比

4 第五次長野県環境基本計画（2023年度から2027年度までの5年間）

【基本的考え方】

➤SDGs（持続可能な開発目標）による施策の推進

SDGsは、一つの行動によって複数の課題を統合的に解決する「マルチベネフィット」を目指しており、施策の推進に当たり、あらゆる主体のパートナーシップにより、本県の美しく豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくとともに、経済・社会・環境の統合的向上を図り、持続可能な社会の実現を目指す。

【循環型社会の形成に関すること】

（現状と課題）

- ・一般廃棄物総排出量は減少傾向にあり、1人1日当たりのごみ排出量は全国トップレベル
- ・産業廃棄物総排出量は建設・製造業を中心に増加傾向
- ・廃棄物の保管基準違反など、不適正処理が跡を絶たない状況

（将来像）

- ・県民一人ひとりにSDGsのゴール12「つくる責任つかう責任」の意識が浸透し、大量生産・大量消費型の行動の見直しがされ、生産・流通・使用・再資源化・廃棄のライフサイクル全体での資源循環の高度化が進み、環境負荷の少ない循環型社会が形成

（主な施策）

- ・一般廃棄物削減に向けた信州プラスチックスマート運動や食べ残しを減らそう県民運動などの啓発活動
- ・フードバンク等を通じた食品ロス削減と生活困窮者等への支援
- ・環境配慮型製品の開発に取り組む事業者等への支援
- ・廃棄物の不適正処理に対する重点的な監視指導の実施

（達成目標）

指標名	現状	目標
一般廃棄物総排出量 ※括弧内は1人1日当たりのごみ排出量	611千トン (807グラム) 【2020年度】	583千トン (790グラム) 【2025年度】
一般廃棄物リサイクル率	21.4% 【2020年度】	20.0% 【2025年度】
産業廃棄物総排出量	4,341千トン 【2018年度】	4,358千トン 【2025年度】

長野県廃棄物処理計画（第6期）に包含する各種計画の根拠規定等

1 持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）

（平成31年3月29日 環循適発第1903293号） 要旨

ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的として、各都道府県において広域化計画を策定し、ごみ処理の広域化を推進することを求めた平成9年の厚生省通知から20年以上が経過することから、廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月19日閣議決定）において「将来にわたって廃棄物の適正な処理を確保するためには、地域において改めて安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要がある。」とした上で、「このためには、市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていくべきである。」とされた。

これを受け、環境省は各都道府県に対し、下記事項に留意の上、管内市区町村と連携し、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画を策定することを求めている。

1. 広域化・集約化の必要性

- | | |
|-------------------------|-----------------------------|
| (1) 持続可能な適正処理の確保 | …施設整備・維持管理の効率化、施設の長寿命化・延命化等 |
| (2) 気候変動対策の推進 | …施設の省エネルギー化、電気や熱エネルギー回収等 |
| (3) 廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進 | …メタンガス化施設、ごみ飼料化施設等の整備等 |
| (4) 災害対策の強化 | …広域処理体制の構築、施設の防災拠点としての整備等 |
| (5) 地域への新たな価値の創出 | …地域エネルギーセンター、防災拠点、環境教育機能等 |

2. 広域化・集約化計画の策定

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| (1) 計画策定主体 | …都道府県が主体 |
| (2) 前回策定の広域化計画の評価 | |
| (3) 人口及びごみ排出量等の将来予測 | …20～30年後の人口及びごみ排出量等を考慮 |
| (4) 広域化ブロック区割りの設定見直し | |
| (5) ブロックごとの廃棄物処理体制の検討 | …地域の特性を踏まえ、廃棄物処理体制全体を検討 |

3. 広域化・集約化計画に記載する内容

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| (1) 計画期間 | …原則10年（2021年度末を目途に計画を策定） |
| (2) 広域化ブロック区割り | |
| (3) 各ブロックにおける廃棄物処理体制 | |

4. 留意事項

- | |
|--|
| (1) （略）また、 <u>廃棄物処理法第5条の5に基づく都道府県廃棄物処理計画の中に上記と同等の内容が含まれている場合についても、広域化・集約化計画が策定されているものとみなすことができる。</u> |
| (2) 以降、略 |

2 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月31日閣議決定）（令和7年3月25日変更） 要旨

III その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項

1 地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画

(1) 食品ロス削減推進計画の意義

我が国全体として、食品ロスの削減を推進していくためには、国が実施する施策に加えて、より生活に身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要である。

また、食品ロス削減推進計画は、地域における食品ロスの削減にとって、消費者教育、環境、廃棄物処理、産業振興、地域づくり等の観点から、重要な位置付けを有するものである。

そのため、都道府県及び市町村は、積極的に食品ロス削減推進計画を策定又は変更することが望ま

れる。

(2) 食品ロス削減推進計画の策定に当たって留意すべき事項

- ①推進体制の整備 ……主担当部局の決定、フードバンク活動基盤強化、各種計画との調和等
- ②地域の特性等の把握……現状や課題の把握、組成調査、地域間連携等
- ③計画策定又は変更時……廃棄物処理計画へ食品ロス削減取組の位置付け、目標設定、再生利用、SDGs
や地方創生の取組へ食品ロス削減取組の位置付け等
- ④策定又は変更後の推進……連絡会議等における PDCA 等